

平成 28 年 8 月 31 日
自動車局保障制度参事官室

平成 28 年度自賠責制度広報・啓発活動の実施

～知らなかったでは済まされない！まさかのための「自賠責」～

国土交通省では、9 月 1 日より 1 ヶ月間、自賠責制度の広報・啓発活動を実施することにより、自賠責保険への加入促進を図ります。

自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償保障法により道路を走る全てのクルマ・バイクに加入が義務付けられている強制保険です。

無保険の状態での交通事故を起こした場合、加害者は処罰・処分の対象となるばかりではなく、多額の損害賠償金を自己負担することにより、被害者への損害賠償にも支障をきたすことがあります。

このため、例年 9 月を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

本年度は「知らなかったでは済まされない！まさかのための「自賠責」」の標語の下、次のとおり自賠責制度広報・啓発活動を実施します。

実施内容等の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

1. 期間

平成 28 年 9 月 1 日（木）から 9 月 30 日（金）まで

2. 主な実施事項

(1) ポスター掲示・リーフレット配布

関係機関・団体や学校等においては、自賠責制度の重要性や役割等を紹介するポスターの掲示及びリーフレットの配布を行います。図柄は別紙 2 をご参照ください。

(2) 関係業界等と連携した街頭広報活動の実施

運輸支局においては、地域の損害保険会社や代理店等と共同し、街頭における自賠責制度の広報・啓発活動を実施します。

《問い合わせ先》

国土交通省自動車局保障制度参事官室 三井、小林

代表 03-5253-8111（内線 41544）

直通 03-5253-8585 FAX 03-5253-1638

1. 広報・啓発活動の内容

(1) 自賠責保険への加入促進、無保険車運行の違法性の周知

クルマ・バイクの保有者を対象として、無保険車運行の違法性、自己負担により損害賠償をした場合の悲惨さ等を訴え、自賠責保険への加入促進を図ります。

また、自賠責保険のステッカーの貼り替え忘れが多い現況を踏まえ、ステッカー一貼り替え忘れに対する注意喚起も併せて実施します。

(2) 自賠責制度に関する認識度の向上

万一、交通事故の当事者となった場合に備え、各種の被害者救済対策等も併せて紹介することで、クルマ・バイクの保有者のみならず、その家族も含めた国民全体に対し、自賠責制度の認識度の向上を図ります。

2. 主催（自賠責広報協議会 7府省 18団体により構成）

（構成機関及び団体）

国土交通省、内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、自動車安全運転センター、独立行政法人自動車事故対策機構、軽自動車検査協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、一般財団法人全日本交通安全協会、公益財団法人日本道路交通情報センター、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会

3. 参考

(1) 平成 27 年の交通事故発生状況（出典：警察庁交通局）

発生件数	536,899 件
負傷者数	666,023 人
死者数	4,117 人

(2) 自賠責制度の詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.jibai.jp> または [自賠責保険ポータルサイト](#) で検索

(3) ポスター及びリーフレットの画像はこちらからご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000270.html

！知らなかったでは済まされない！！

まさかのための「自賠責」



自賠責って？

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための制度です。もしも、「自賠責」に加入しないまま事故を起こすと、多額の損害賠償金を、全額自己負担しなければなりません！

自賠責は強制です！でも、簡単に入れます

各損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマやバイクの販売店等で簡単な手続きで加入できます！
250cc以下のバイクなら、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入できます！

チェックしてください！自賠責の有効期限



250cc以下のバイク（原付含む）はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック（ステッカーの色は、有効期限年ごとに異なります）

自動車及び250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック

自賠責保険（共済）なしでの運行は法令違反です！

ステッカーの貼替え忘れにご注意ください！！

ステッカーを貼らずに運行したり、有効期限切れステッカーを表示することも法令違反です！

詳しくは…

<http://www.jibai.jp>



自賠責ポータルサイト

無保険（共済）車・無車検車を見つけたら…

http://www.mlit.go.jp/jidoaha/jidoaha_tk5_000012.html



無保険車通報窓口



一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 JA共済 全労済 全自共 交協連

自賠責保険・自賠責共済

(表)

もし、こんなことがあなたに起こったら…



もし、自賠責保険・共済に加入せずに運行した場合には…

1年以下の懲役または50万円以下の罰金(自動車損害賠償保障法)。および違反点数6点となり、免許停止(道路交通法)などの処罰の対象となります。もし、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を全額、自分で支払わねばなりません。

交通事故の被害者に対する
さまざまな救済対策

国土交通省では、自動車事故による被害者に対して、各種団体や病院などと連携し、さまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット
交通事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を体系的に紹介するパンフレットを作成しております。

国土交通省 交通事故にあったときには **検索**
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>)

交通事故に関する相談先の紹介、介助料の支給、短期入院費用の助成、療養施設の運営、交通違反などに対する育成資金の無利子貸付など
独立行政法人 自動車事故対策機構 <http://www.nasva.go.jp>
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1アルカイト19階
NASVA交通事故被害者ホットライン
電話 **0570-000738**
伊福話・FAXから **03-5909-2961**

交通違反などに対する育成給付金、生活資金、入学資金の支給など
公益財団法人 交通違反等育成基金 <http://kotsuij.or.jp>
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階
電話 **0120-16-3611**

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など
一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp>
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階
〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モリスコ本町ビル2階
電話 **0120-159-700**

自動車事故の相談・示談あそび・電話相談など(無料)
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター **日弁連交通事故 検索**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 (<http://www.n-tacc.or.jp>)
弁護士会館14階(本部)ほか全国一円
弁護士による無料の電話相談 **0570-078325**
(通話料有料) 伊福話から **03-3581-1770**

無保険(共済)車・無車検車を
見つけたら…

無保険車通報窓口 **検索**
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

交通事故からあなたの未来を守る

自賠責保険・自賠責共済
のご案内

「知らなかったでは済まされない!」

まさかのための
「自賠責」



自賠責保険(共済)なしでの運行は法令違反です!

国土交通省 NASVA 独立行政法人 自動車事故対策機構
一般社団法人日本損害保険協会 一般社団法人外国損害保険協会 一般社団法人日本損害保険代理業協会
JA共済 金沢共済 金自共済 交通共済
自賠責保険・自賠責共済

(裏)

ご存じですか、自賠責のこと。 「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ、すべての人の義務です。

自賠責制度とは…

自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたが「交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を補う」制度です。
クルマやバイク(原動機付自転車を含む)1台ごとに、加入が義務づけられています。

もし自賠責保険・共済に加入していなかったら…

- 多額の賠償金を全額自己負担することになります。
◆ 死亡事故による自賠責保険金支払額平均2400万円
- 加害者が支払えない場合は、被害者救済のため国が一時的に立替払いますが、全額加害者よりお返し頂きます。
◆ 国の立替払額は、右記自賠責限度額の範囲内となります。

保険料・共済掛金(各社一律同額)

離島以外の地域(沖縄県を除く)に適用する保険料・共済掛金 (単位:円)

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車			39,120	27,840	16,350
軽自動車 (検査対象車)			36,920	26,370	15,600
小型二輪自動車 (250cc超)			18,020	13,640	9,180
軽二輪自動車 (126~250cc)	28,060	23,560	18,970	14,290	9,510
原動機付自転車 (125cc以下)	17,330	14,890	12,410	9,870	7,280

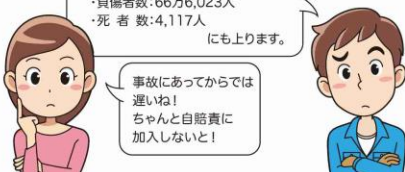
(平成28年9月現在)

交通事故の被害者数は…

(出典:警察庁交通局)

交通事故は年間に53万件近く発生し、死傷者数も67万人を超えています。
あなたが事故にあう前に、大切な「自賠責」のこと、知っておいてください。

○交通事故の発生状況(平成27年)は、
・発生件数:53万6,899件
・負傷者数:66万6,023人
・死者数:4,117人
にも上ります。



自賠責の限度額は…

交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます(支払限度額が決められています)。
交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合に対して、直接、損害賠償額を請求することができます。

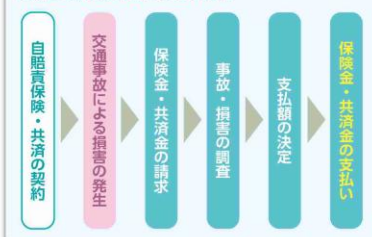
○ 損害の範囲・支払限度額表

損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
被害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円
後遺障害による損害	◆神経系統・精神・胸部臓器に著しい傷害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 ◆後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円 第14級:最高75万円
死亡による損害	葬費費、逸失利益、慰謝料 最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	(傷別による損害の場合と同じ) 最高120万円

自賠責の契約から支払いまでの流れは…

保険金・共済金は、損害保険会社や共済協同組合から支払われます。
国土交通省はその支払いが適正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。

自賠責保険・共済の契約から
保険金・共済金の支払いまでの流れ



自賠責の有効期限チェック法は…

ステッカーに記載の有効期限をチェックしましょう。



排気量250cc以下のバイク(原付を含む)はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック。(ステッカーの色は、有効期限年ごとに異なります)
自動車及び排気量250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック。

ステッカーの貼替え忘れにご注意!!

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運行した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠法令	自動車損害賠償保障法違反	道路運送車両法違反

自賠責への加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマ・バイクの販売店などの代理店でも、簡単な手続で加入できます!
250cc以下のバイクなら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単な手続で加入できます!

詳しくは…

<http://www.jibai.jp>

自賠責ポータルサイト **検索** QRコード

【参考】

自転車保険について
自転車は自賠責保険・共済に加入できません。
自転車による事故も補償対象とする保険・共済には個人賠償責任保険・共済などがあります。
ご加入希望の方は、各損害保険会社または共済協同組合へお問い合わせください。